家族法制部会第25回会議・議事速報

2023年4月18日、法制審議会・家族法制部会の第25回会議が、法務省内で開催された(ウェブ会議システムを併用して実施)。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回に引き続き、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が行われた。今回の会議では、次のような各論点についての議論がされた。

まず、部会資料24に基づき、財産分与制度に関する規律等について、財産分与の考慮要素を明確化することなどが議論され、多くの委員・幹事から、これらの規律の見直しに賛成する意見が出された。その上で、財産分与の考慮要素の具体的な規律の在り方については、引き続き検討する必要があるとの指摘があった。

続いて、部会資料25に基づき、父母の離婚後の親権者に関する規律等について、意見交換が行われた。現行民法第819条によれば、父母の離婚後は、例外なく、その一方のみを親権者と定めなければならないこととされている。昨年11月に取りまとめられた中間試案では、このような現行民法の規律を見直して離婚後において父母双方が親権者となることができるようにする【甲案】と、このような現行民法の規律を維持するものとする【乙案】が両論併記され、今年2月までに行われたパブリック・コメントの手続においても、【甲案】に賛成する意見と【乙案】に賛成する意見の双方が寄せられていた。

今回の会議では、要綱案の取りまとめに向けた今後の議論の大きな方向について、子の利益を含めた様々な観点から、現行民法第819条を見直し、離婚後において父母双方が親権者となることができるようにするかどうかが議論された。そして、その議論の過程においては現行民法第819条の見直しに慎重な意見を示した委員もいたものの、他の多くの委員・幹事からは、父母双方を親権者とすることについて父母が合意することが可能な場面で、離婚後において父母双方が親権者となることができるように現行民法第819条を見直すことに賛成する意見が示された。

今後の会議において、父母双方が親権者となる場合の親権行使の在り方や、裁判離婚の際の親権者の定め方を含めた様々な論点を具体的に検討することとなった。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。